

2022年2月14日

各 位

会社名 株式会社ドラフト
代表者名 代表取締役社長 山下 泰樹
(コード番号 5070 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 荒浪 昌彦
(TEL 03-5412-1001)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、2022年3月24日開催予定の定時株主総会において、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 執行役員制度の改定に伴う変更

当社では、2022年4月1日付で執行役員制度を改定し、取締役と執行役員の機能を再整理することとしております。業務執行機能は執行役員が担う体制とするため、これまで取締役に付していた社長・常務等の役位を廃止いたします。これに伴い、現行定款の第14条（招集権者及び議長）、第22条（代表取締役及び役付取締役）及び第23条（取締役会の招集権者及び議長）を変更するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、<u>代表取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>

<p>2 <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定め、必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に欠員又は事故があるときは、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>代表取締役に事故があるときは、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(附則)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 <u>現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後の定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生じるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2022年3月24日(木)
定款変更の効力発生予定日	2022年3月24日(木)

以 上